**板橋区障がい児(者)福祉施設における**

**新型コロナウイルス感染拡大防止対策**

**推進事業補助金の案内**

**板橋区 福祉部 障がいサービス課**

**１．補助金の目的**

板橋区内で障害福祉サービス事業等を実施する事業所の利用者や職員に対し、PCR検査及び抗原定量検査に要した費用の補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止を図ります。

**２．対象事業所**

本補助金の申請ができるのは、板橋区内で以下の事業を実施しており、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、**保健所等による行政検査が実施された**事業所です。

　（１）障害福祉サービス

　（２）地域生活支援事業

　（３）障害児通所支援

　（４）その他必要と認められる事業

**３．本補助金の対象となる経費及び金額**

対象となる経費は、**令和４年４月１日から令和４年６月30日まで**に要した新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等に係る以下の費用です。

※ 行政検査で要した検査費用等は対象外です。

＜ 対象 ＞

（１）検査費用

　（２）検体採取費用

（３）結果診断料

＜ 補助上限金額 ＞

　（１）ＰＣＲ検査：１検査あたり20,000円

　（２）抗原定量検査：１検査あたり7,500円

**４．補助金交付申請書の提出と受付期間について**

以下の提出書類を作成し、「板橋区 福祉部 障がいサービス課 地域生活支援係」宛てにご提出ください。

＜ 提出書類 ＞

　（１）（別記第１号様式）補助金交付申請書

　（２）（別紙１）事業計画書兼収支予算書

（３）（別紙２）利用者等名簿

（４）受検したことが確認できる書類（宛名、日付、受検人数、金額等が必要です。）

（５）（別記第9号様式）請求書

（６）口座振替依頼書

**５．補助金交付決定について**

　申請書類を受領後、内容を審査し、「補助金交付決定通知書」にてご通知いたします。

**６．変更交付申請について**

　上記５．交付決定を受けた後に、内容に変更が生じた場合は、以下の資料の提出が必要と

なりますので、担当までご連絡ください。

　また、申請書類を受領後、内容を審査し、「補助金変更交付決定通知書」にてご通知いたします。

　＜ 提出書類 ＞

（１）（別記第４号様式）補助金変更交付申請書

（２）（別紙１）事業計画書兼収支予算書

（３）（別紙２）利用者等名簿

（４）受検したことが確認できる書類（宛名、日付、受検人数、金額等が必要です。）

（５）（別記第9号様式）請求書

（６）口座振替依頼書

**７．補助金の支払について**

ご提出いただいた「請求書」、「口座振替依頼書」を元に、交付決定した金額をお支払いいたします。振込につきましては、受付した順に対応いたします。

　なお、口座情報に誤りがある際はご連絡させていただきます。また、その際は、振込日が遅れることになりますのでご注意ください。

**８．実績報告書の提出と提出期間について**

実際に支出した金額（実支出額）に基づいて、実績報告書を作成しご提出ください。

実績報告書の提出は、**補助金の振り込み日から速やかに提出してください**。

　＜ 提出書類 ＞

　　（１）（別記第７号様式）実績報告書

（２）（別紙１）実績報告書兼収支決算書

（３）（別紙２）利用者等名簿

　　（４）受検したことが確認できる書類（宛名、日付、受検人数、金額等が必要です。）

**９．ホームページについて**

　本案内や様式等は板橋区のホームページに掲載しております。

　以下のリンクよりご参照ください。

＜ リンク ＞

 **トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がいのあるかたへ > 事業者の皆様へ > 9 板橋区障がい児（者）福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業補助金**

**担当・書類提出先**

担当：板橋区 福祉部 障がいサービス課 地域生活支援係

TEL：03-3579-2736　　FAX：03-3579-4159

メール：f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp

住所：〒173-8501　東京都板橋区板橋2丁目66番1号　南館3階24番窓口

※ **個人情報の記載がない書類**については、メールでの提出が可能です。